

# 責任あるサプライチェーン

平成30年3月23日

経済産業省製造産業局生活製品課

# 責任あるサプライチェーン：「2015 G7エルマウ・サミット首脳宣言」

- 2013年4月、バングラデシュ首都近郊で「ラナ・プラザ」ビルが崩壊、1,133名の死者、2,500名の負傷者を出した。同ビルにはブランド企業から生産受託していた5社の縫製工場が入居しており、事故を契機に、ブランド企業のサプライチェーンに関する責任が問われることとなった。
- 2015年6月開催のG7エルマウ・サミットにて「責任あるサプライチェーン」が議題となり、世界的なサプライチェーンにおける労働者の権利、一定水準の労働条件、環境保護の促進に関するG7諸国の役割を確認。今後の取組について、首脳宣言に明示された。

【G7エルマウ・サミット首脳宣言（抜粋）】 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_001244.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html)

- 安全でなく劣悪な労働条件は重大な社会的・経済的損失につながり、環境上の損害に関連する。G7諸国には、世界的なサプライチェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件及び環境保護を促進する重要な役割がある。我々は、国際的に認識された労働、社会及び環境上の基準、原則及びコミットメント（特に国連、OECD、ILO及び適用可能な環境条約）が世界的なサプライチェーンにおいてより良く適用されるために努力する。
- 我々は、国連ビジネスと人権に関する指導原則に沿って、民間部門が人権に関するデュー・ディリジェンスを履行することを要請する。我々は、透明性の向上、リスクの特定と予防の促進及び苦情処理メカニズムの強化によってより良い労働条件を促進するために行動する。我々は、持続可能なサプライチェーンを促進し、ベスト・プラクティスを奨励する、政府及び企業の共同責任を認識する。
- 我々は、サプライチェーンの透明性及び説明責任を向上させるため、我々の国で活動し又はそこに本拠を置く企業に対し、例えば自発的なデュー・ディリジェンス計画又はガイドなど、そのサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスの手段を実施するよう奨励する。我々は、繊維及び既製衣類部門における産業全体のデュー・ディリジェンス基準を広めるため、民間部門によるインプットを含む国際的な努力を歓迎する。



(内閣広報室)

- 我々は、ラナ・プラザの事後対応から学んだ良き慣行を更に進め、繊維及び既製衣類部門を含む、我々の国及びパートナー諸国の複数のステークホルダー間のイニシアティブを強化する。

# OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス（1）

- 2017年2月、衣類と履物に特化したOECDデュー・ディリジェンス（以下DD）ガイダンスが公表された。
- 本ガイダンスは、OECD多国籍企業行動指針（以下OECD行動指針）やG7首脳共同宣言(2015)を踏まえ、衣類と履物のサプライチェーン企業が社会的責任をもって信頼される企業活動を行うための指針となるもので、SDGsの目標8（経済成長と雇用）\*の実現に資するものとの位置づけ。
- DD実施のための具体的6項目と、12類型のリスクが提示されている。（詳細は次頁参照）

\*目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。  
8.8：移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

## 背景

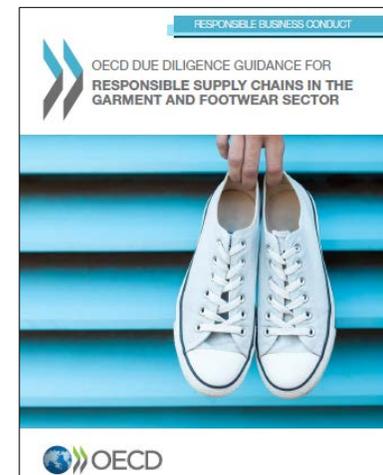
- 衣類と履物セクターは、多数の低熟練労働者（その大多数が女性）を雇用しており、経済発展の入口となるセクターである。
- 同セクターにおいて、企業は事業活動により経済成長や雇用創出をもたらす一方、人権侵害や環境汚染を惹起することも多いが、近年のサプライチェーンのグローバル化は、これらの問題認識と解決に向けた対応を困難にしている。
- 衣類・履物セクターのもたらすメリットを最大化するため、サプライチェーン全体にわたって各種リスクが管理されるべき。

## 目的

- 衣類と履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのDDに関する共通理解の促進
- 企業が実際にどのようにDDを行うかに関する推奨方法の提示

## 本ガイダンス実行により得られる利益

- OECD行動指針等の目指す①企業行動の各国政策との協調、②企業と立地地域間の相互信頼の強化、③企業活動による負の影響の削減
- 責任あるサプライチェーンに関して、市場や消費者の期待に応える能力の向上
- 企業や業界に対する評価の向上
- グローバルサプライチェーンマネジメントにおけるコンプライアンス遵守とコスト削減



<http://mneguidelines.oecd.org/responsible-supply-chains-textile-garment-sector.htm>

# OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス（2）

本ガイダンスは以下の3部により構成される。

- OECD行動指針に基づくDDを実施するための重要なコンセプト
- セクションI：衣類・履物セクターのためのコアDDガイダンス（DD実施のための具体的6項目）
- セクションII：セクターリスク

## コンセプト

### 「DD」とは？

企業が現実及び潜在的な悪影響に取り組む方法を特定し、防止、緩和及び説明を可能にするプロセス。OECD行動指針に整合的な取組であることに加え、ステークホルダーの関与や協力を求める。特に、衣類・履物セクターで労働力の大半を占める女性への配慮を求める。

### セクションI（DD実施のための具体的6項目）

衣類・履物セクターの企業がOECD行動指針に整合してDDを行うためのガイダンス。

1. 責任ある企業行動の企業方針等への組込
2. 自社及びサプライチェーンにおける現実的及び潜在的害悪の特定
3. 自社及びサプライチェーンにおける害悪の中止、防止、緩和
4. 追跡（対策の有効性の確認）
5. 伝達（情報開示、ステークホルダーとのコミュニケーション）
6. 改善措置の提供または協力

### セクションII（セクターリスク）

セクションIに基づき、衣類・履物セクターの各リスク（以下12分野）のDDに関する情報を記載。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ① 児童労働              | ⑦ 賃金             |
| ② セクハラとジェンダーに起因する暴力 | ⑧ 有害化学物質         |
| ③ 強制労働              | ⑨ 水              |
| ④ 労働時間              | ⑩ 温室効果ガス排出       |
| ⑤ 労働安全衛生            | ⑪ 贈収賄と汚職         |
| ⑥ 労働組合の団体交渉         | ⑫ 在宅労働者からの責任ある調達 |

# OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス（3）：セクションIのポイント



## セクションI 1. 責任ある企業行動の企業方針等への組込

- 自社の事業活動に関するコミットメントを明らかにすること。サプライヤーや仲介事業者等サプライチェーンに属する全ての主体に対する期待を明らかにすること。
- 重大なリスクに関するデュー・ディリジェンス実施を確約すること。
- 小売事業者等は、買付を通じた悪影響の発生防止のため、責任ある調達実施を約すること。

## セクションI 2. 自社及びサプライチェーンにおける現実的及び潜在的害悪の特定

- 頻度と深刻さの観点から、事業活動に関する最も重大な悪影響のリスクを特定すべく、定期的に調査を行い、記録を作成すること。
- 悪影響のリスクを特定した場合、リスク度合いと実際の影響度を把握するための内部調査を実施すること。
- より深刻なリスクと関連するサプライヤーに関して調査を行うこと。
- DDの一環として、悪影響と自社の関連性を把握すべく最善の努力すること。

## セクションI 3. 自社及びサプライチェーンにおける害悪の中止、防止、緩和

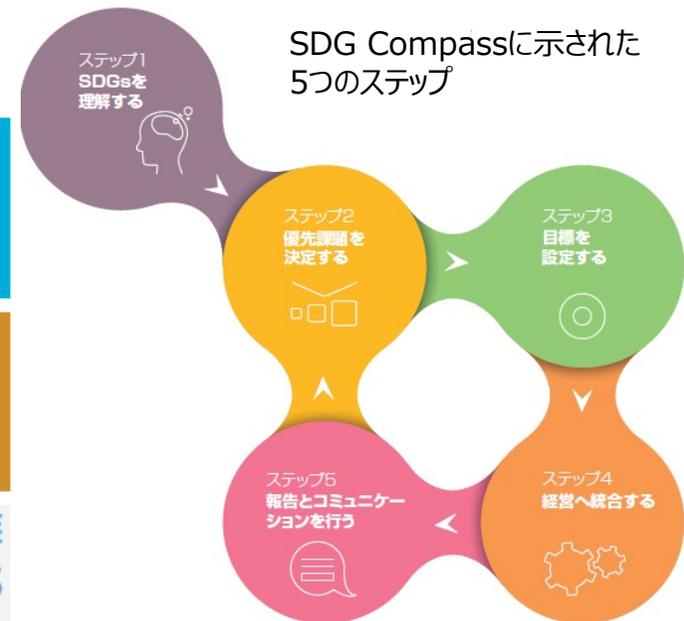
- 行動改善計画の策定により、自社の事業活動のもたらす害悪を中止、防止、緩和すること。
- 害悪の防止や緩和のため、自社がサプライヤーに対して有する影響力の行使も検討すること。
- サプライヤーの行動改善計画策定支援や、改善に向けた研修の実施、ファイナンス支援等も検討すること。
- 自社の影響力を行使して、地方・中央政府に適切な対処を講ずるべく働きかけること。

# <参考> 国連SDGs (Sustainable Development Goals)

- 2015年9月、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」が国連サミットにて採択。SDGs は、2030年を期限として、グローバルなレベルでの社会課題に対する世界的な共通目標であり、国家のみならず、企業の積極的な取り組みが求められている。
- 我が国では、2016年12月、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 (本部長：安倍総理) において、実施指針が決定された。
- 各目標について、独自の価値観に基づき、自社の活動の社会・環境への大きさや企業価値を高める戦略の観点から優先順位を付けて取り組む企業も出てきている。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：SDG Compass 日本語版

## 持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。